

公益財団法人全日本軟式野球連盟後援等名義使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「当法人という。」）の名義使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「名義使用」とは、第三者が主体となる催しについて、当法人がその趣旨に賛同し、応援、協力する意味で、当連盟の名義を、共催、後援、協力などに使用することをいう。

(事案の決定)

第3条 名義の使用承認事案は、専務理事決裁とする。

(承認基準)

第4条 名義の使用承認申請に対しては、次の基準によって審査するものとする。

- (1) 官公庁
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる法人
- (4) 新聞社等で特に公益性の高いもの
- (5) その他団体で特に公益性の高いもの
- (6) その他専務理事が認めたもの

2 事業や行事内容についての承認基準

- (1) 事業内容が明らかに軟式野球の普及・発展に寄与するもので公益性の高いものであること。但し、政治、宗教活動及びそれらに類した活動と認められるものを除く。
- (2) 当法人の施策の推進に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 営利を目的としていない事業であることがあきらかであること。
- (4) 行事等を開催するための計画が作成されており、かつ、行事等の運営方法が公正であること。
- (5) 原則として、国内で行われるものであり、かつその規模が全国的なものであり、一部特定地域に限られたものではないこと。
- (6) 原則として、継続して3回以上の開催実績があるもの。(継続して開催する予定のないものは除く)
- (7) 行事等の実施にあたって、安全上および公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。
- (8) 競技会等にあっては、事故防止・救護体制および補償措置について適切な措置がなされていること。

3 その他の承認基準

- (1) 主催者の存在基礎が明確であり、事業遂行能力が明らかに十分であると判断でき

るもの。

- (2) 過去における当法人の名義使用において、使用承認条件に違反していないこと。
- (3) 事業を行うにあたって、企画当初より当法人が関与し内容・運営・経費負担等について協議しているものを除き、原則的に当法人が経費負担並びに事故発生時の責任等に関する一切の負担を負わないこと。
- (4) 入場料及び参加料の額が適当であること。但し、児童または生徒を対象とする事業にあっては無料または実費相当の額であること。

(申請手続き)

第5条 申請は、別に定める「公益財団法人全日本軟式野球連盟名義使用の申請について」によるものとする。

(承認の手續)

第6条 名義使用の承認期間は、原則承認をした日から当該事業が終了するまでとする。

2 承認に際しては、次の条件を付する。

- (1) 申請時の事業の計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、直ちにその結果につき報告書を提出すること。

3 承認は、名義の使用についての承認決定の文書を交付するものとする。

4 次のいずれかに該当するときは、名義の使用を承認しない。その場合、申請者に対し不承認の理由を付して不承認決定の文書を付するものとする。

- (1) 公益を害すると認められたとき。
- (2) 第4条の基準に該当しないと認められたとき
- (3) その他専務理事が承認しないとき。

(承認の取り消し)

第7条 次のいずれかに該当するものに対して、承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認に付した条件に違反したもの
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたもの。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附則

この規程は、令和2年10月9日より施行する。